

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を
改正する省令（案）」に対する意見募集の実施結果について
（国際希少野生動植物種の個体識別措置等）

1. 募集意見の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び記者発表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送

(3) 意見提出期間

令和元年 10 月 8 日（木）～11 月 6 日（水） 30 日間

(4) 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2. 意見募集結果

(1) 意見提出件数

提出方法	数
郵送	0 通
FAX	0 通
電子メール	2 通
計	2 通

(2) 整理した意見の総数

- ・今回の改正政令案に係るもの 0 件
- ・その他の意見 2 件

(3) 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要	件数	理由概要	頂いた意見に対する考え方
【今回の政令改正案に係るもの】：なし			
【その他の意見】			
1 一般的に準備が可能な証明（健康診断書など飼育していた事実がわかる証明等）により登録手続きができるようにすべき。法規制が飼育者の希望する国内流通の妨げになることは適切ではない。	1	これまでもアンナンガメはペットとして流通されてきた上、各種証明書類の準備が義務づけられていなかったことから、書類を確保することが難しいため。一方、輸出入については、野生動物が守られるよう、これまで以上に厳しくし、国内流通における書類偽造など不正行為は厳しく処罰する必要がある。	今回のパブリックコメントの対象外の内容ですが、頂いた御意見は、今後の施策の参考とし、個体の登録については厳格かつ適切な運用に努めます。
2 今回除外される種の生息数をご教示下さい。	1	質問のみ。	国際希少野生動植物種の除外は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令」において規定するものですが、当該政令において除外する4種について、 コヤカケネズミ：3000匹以上 シャークベイネズミ：現在確認されている3島において約10000頭 クマネズミモドキ：正確な調査は行われていない マクドネルイワネズミ：約800頭 という推定値が、ワシントン条約の附属書改正提案書に記載されています。 なお、これらの種については、ワシントン条約附属書Ⅱに移行するため、国際的な取引は引き続き管理されます。ワシ

				ントン条約では種の生息数や希少性ではなく、取引が種の存続に影響を及ぼしているか等の観点により、附属書への掲載が議論されます。
--	--	--	--	--